



年金だより

「年金生活者支援給付金制度」について

市民課医療年金グループ(☎84-5005) 日本年金機構津年金事務所(☎059-228-9112)

年金生活者支援給付金制度

公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。なお、案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる人

■高齢基礎年金の受給者の場合

次のすべてに該当する人

- ・65歳以上
- ・世帯全員の市民税が非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

■障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者の場合

次に該当する人

- ・前年の所得額が約472万円以下

請求手続き

■新たに年金生活者支援給付金を受け取れる人

対象となる人には、日本年金機構から請求手続きの案内を順次送付しています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に氏名などを記入の上、日本年金機構へ提出してください。令和6年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和5年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

■年金を受給し始める人

年金の請求手続きと併せて、年金事務所、本庁(医療年金グループ)または関支所(地域サービス室)で請求手続きを行ってください。

▶年金生活者支援給付金について詳しくは、専用ダイヤル(☎0570-05-4092 [ナビダイヤル])へお問い合わせいただくか、日本年金機構ホームページ(「年金給付金」で検索)でご確認ください。



※当事者間のトラブルについては、市は一切関与しません。

健康長寿フォーラムIN亀山 大村崑さん講演会「元気で楽しいシニアライフに向けて」

と き 11月4日(土)
午後2時～3時
※開場は午後1時30分～
ところ 中央コミュニティセンター(市文化会館内)
定 員 200人(先着順)
参加費 無料
※事前の申し込みは不要です。
問合せ先 亀山ライオンズクラブ事務局(☎82-0874)

亀山市勤労者ファミリーフェスタ

楽しい催しがいっぱいです。皆さん、ぜひお越しください。
と き 11月11日(土)
午前10時～午後3時
(雨天決行)
ところ 亀山公園芝生広場
内 容 キャラクターショー、バザー、ステージイベント(バンド演奏等)、大抽選会など
問合せ先 亀山市勤労者地域づくり等参画支援事業実行委員会(☎83-0007)

CATV



10月13日(金)～19日(木)

- ウイークリーかめやま
- お知らせ
「『未来に伝えたい亀山市の“今”の風景』の募集」
- エンドコーナー「亀山東幼稚園②」

10月20日(金)～26日(木)

- ウイークリーかめやま
- かめやま情報BOX
「令和4年度つうしんぼ わかりやすい決算書」
- エンドコーナー「和田保育園①」

※午前6時から深夜0時まで、30分番組(文字情報を含む)を繰り返し放送しています。なお、放送内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。